第３６回釧路地方裁判所地方裁判所委員会
第３５回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会
議　事　概　要

議　題　「裁判所における防災（地震，津波）対策について」

１　開催日時

平成３０年７月６日（金）午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　開催場所

釧路地方・家庭裁判所第１会議室

３　出席者等

(1)　地方裁判所委員会委員

池田いずみ，金原いれいね，久原陽子，齋藤道俊，菅原亮，鈴木直哉，鈴木紀子，能勢耕，檜森重樹，平山栄嗣，本多知成（兼務）（５０音順・敬称略）

(2)　家庭裁判所委員会委員

井川哲雄，伊藤靖代，河井龍子，北山幸徳，小林謙介，佐藤秀昭，那知哲，本多知成（兼務），本川敬一，安川禎亮，山田健（５０音順・敬称略）

(3)　裁判所（説明者）

立花博之（地方裁判所事務局長），石田有二（家庭裁判所事務局長），山田和彦（地方裁判所事務局次長）

(4)　庶務

山本清史（地方裁判所事務局総務課長），新井啓介（地方裁判所事務局総務課課長補佐），久保卓朗（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

(1)　新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員及び家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 委員長代理の指名

本多委員長が，鈴木紀子委員を地方裁判所委員会委員長代理に指名した。

(3) 裁判所からの説明等

裁判所から，裁判所における防災対策及び訓練概要の説明を行い，災害備蓄品等の展示紹介を行った。

(4) 意見交換

裁判所からの説明についての感想及び質問を交え，各委員が所属する組織・団体等における取組を紹介してもらい，質疑応答及び意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

(5) 次回開催日時及び議題

平成３１年２月７日（木）午後１時３０分から午後３時３０分まで

議題　「利用しやすい釧路地方，家庭裁判所」

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

（別紙）

発　言　要　旨

委　員：　釧路で津波が発生した場合，海抜の低い場所に位置する釧路警察署に留置されている被疑者又は被告人を，海抜の高い場所に位置する裁判所へ集約するような計画はあるか。

説明者：　裁判所で対応策を定めているのは，あくまで裁判所内における勾留質問中の被疑者又は公判中の被告人の場合であり，他の施設にいる被疑者又は被告人を裁判所に集約することは想定していない。

委　員：　裁判所では５０人程度の避難住民の受入れを想定しているようであるが，仮に２００人，３００人が避難してきた場合にはどのような対応になるのか。

説明者：　裁判所の訓練では５０人程度の一時避難を想定しているが，仮に２００人，３００人が避難してきたとしても一時的に受け入れることは可能と考えている。しかし，裁判所は，市の指定避難場所ではなく，あくまで一時避難場所であるため，災害発生後の適切なタイミングに市の指定避難場所に誘導することになる。

委　員：　裁判所の夜間及び休日の対応はどうなっているか。

説明者：　夜間及び休日等の執務時間外は当直員が常駐しているが，当直員のみによる対応は難しいため，災害対策本部を設置した上で同本部の指示で対応に当たることになる。

委　員：　消費期限のある災害備蓄品（水や食料など）の更新の際，期限切れのものをどのように処理しているか。

説明者：　期限が近づいた災害備蓄品は，職員を対象とした災害備蓄品の展示会の中で職員に試食させたり，希望する職員へ配布したりして防災意識の向上に努めている。

委　員：　当地方公共団体の取組としては，津波における避難場所が足りないことから，民間の大型施設に一時避難場所の協力を要請し，屋上駐車場等

に約８０００人の避難住民を受け入れることができるように対応している。

委　員：　災害発生時，公立の小中学校は中長期的な一時避難場所として利用される。

東日本大震災のときは，津波が到来しなかったにもかかわらず２０名弱の地域住民が学校へ避難し，特に一人暮らしのお年寄りは身の危険を感じるという理由からではなく，寂しさからそのまま学校に留まるという状況が見受けられた。

災害発生時，職員が学校に集まるよりも先に地域住民が早く集まることから，市内の学校の職員玄関付近のガラスには海抜の数値を掲示し，夜間，無人となっていても対応できるよう，緊急時には同玄関のガラスを割って学校内に避難することができる旨の表示をしている。

委　員：　平成１９年の全国民生委員児童委員連合会において，「災害時一人も見逃さない運動」というものを提唱し，災害時の要援護者の台帳作成を義務付けられていた。

平成２３年の東日本大震災のとき，同運動に従って活動していた民生委員の５６名が犠牲になり，津波が迫る中での活動の危険性，民生委員自身の避難の遅れ，災害時に作成した要援護者台帳の喪失，分散して避難する地域住民に対する支援の困難性，訪問しても留守なのか避難しているのか判別しにくいなどの課題から見直しが図られた。

平成２５年の指針では，民生委員自身も被災者であることを踏まえて活動すべきであること，災害後の避難者のケア，地域における災害時の支援ネットワークの構築などが示され，町内会などと連携し，自分や家族の安全確保の最優先，可能な範囲で要援護者の安否確認，学校に避難した場合などの炊き出しや支援活動との連携，避難所の開設と運営に向けた協力などを積極的に行うことを確認している。

委　員：　当団体のある場所は，災害発生時の市の避難施設に指定されているも

のの，避難住民に対する食料や水などの備えが一切無く，自動販売機の設置のみであるため，早急に水などの備蓄を検討したい。

委　員：　当社の有事の際の対応策として，年に数回，社員対象の防災訓練を実施している。当社には災害用のウェブがあり，訓練時，「こういうことが起きた」，「無事であるか」，「怪我をしているか」，「出社できるか」などの必要な情報を各社員の携帯電話から操作及び入力することで，会社側が，社員の状況を把握することができる体制になっている。

委　員：　当大学では，地震，火災及び津波を想定した訓練を年１回講義中に行っている。

委員長：　災害発生時，裁判期日の変更等が想定され，裁判所としては当事者への連絡又は裁判所のホームページへの掲載等により対応することが考えられるが，マスコミにおいても裁判期日の変更等の掲載について対応することは可能であるか。

委　員：　裁判期日の延期も大切だとは思われるが，当社としては，より多くの人に関する情報の伝達を最優先するため，それ以上に多くの人に関わる情報を優先すると思われる。ただし，過去の災害の反省から，災害発生時にはできるだけきめ細かい情報を提供していく動きとなっているため，裁判期日の情報もその一つとして視聴者に伝えることはあり得る。

委　員：　災害発生時，当社として優先的に知らせるべきものは病院関係，特に生命に関する情報であり，紙面のページ数も制限されるため，裁判日程の変更については，「裁判期日が変更されるので，裁判所のホームページを見てください。」などと掲載するのが精一杯であると思われる。

委　員：　当団体は，災害発生時，高齢者及び障害者の安全確認が活動の一つであり，避難所が複数開設されたとき，どの避難所にどの対象者が避難しているかという情報が重要となるため，裁判所においても避難住民に関する情報を発信していただきたい。

説明者：　裁判所は一時避難場所であるが，来庁者及び事件当事者を含む避難住

民の情報を釧路市などの自治体に提供するなど連携が必要であると考える。

委　員：　災害発生時には釧路市に対策本部が設置され，全市的に対応することになるため，裁判所に避難した地域住民に関する情報は，市の災害対策本部に連絡いただきたい。

以　上